

公の施設整備 0801 業務 ふくしま県民の森地区 仕様書

(適用範囲)

第1条

本業務は、この仕様書に拠らなければならない。

(場所)

第2条

安達郡大玉村玉井字長久保地内 ふくしま県民の森

(目的等)

第3条

本業務は、ふくしま県民の森ビジターセンター事務所内にある非常放送設備を交換し、施設利用者の安全を確保するために実施する。

(施工に関する留意事項)

第4条

本業務の概要は、次のとおりとする。

- 1 必要作業内容及び数量は以下のとおり。

(1) 既設物撤去処分(運搬共)	1. 0式
(2) 非常放送設備設置(360W 20局)	1. 0式
(3) 消防検査書類作成及び立会	1. 0式
- 2 交換物については既設物と同等以上のものとする。
- 3 修繕の目的を達成することが出来れば、工法及び資材は問わない。
- 4 ふくしま県民の森は、通年営業をおこなっており、一般利用者があることから、修繕の時期について、ふくしま県民の森の指定管理者である「公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団」(以下、「指定管理者」という。)と協議を行うこと。
- 5 工事写真は、施工前、施工中、施工後を撮影する。また、その他、監督員に報告が必要な箇所があった場合には、適宜撮影することとする。
- 6 施工に際し、一般利用者の安全確保を第一とし、損害を与えた場合は、請負者の責任とする。
- 7 施工に際し、既設構造物に損害を与えないよう十分に注意し、損害を与えた場合は、請負者の責任で補修すること。
- 8 この仕様書に定めのない事項又は工事の施工にあたり疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

(その他)

第5条

- 1 現場小屋、仮設トイレ、資材置き場及び工事車両駐車場の設置の有無や配置に関しては、事前に監督員及び指定管理者と協議すること。
- 2 ふくしま県民の森の施設を利用する場合には、指定管理者と協議すること。
- 3 一般利用者が不定期に訪れる場所であることから、施工に関しては安全管理に充分留意するとともに整理整頓、清掃等を常時行い利用者に嫌悪感を与えることのないようにすること。
- 4 業務が完了した際は速やかに工事写真を添えて完了届(任意様式)を提出すること。
- 5 設計図書の内容に変更が生じるものの、監督員との協議を事前に行わず施工したものは変更契約の対象としない。